

飲食料品及び油脂の 格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、外国取扱業者、外国生産行程管理者及び外国流通行程管理者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項から第 3 項まで及び第 30 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき行う表 1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式については、表 1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表 1—飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式

A.1	ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム、ラックスハム及びソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）	附属書 A
A.2	マカロニ類	
A.3	炭酸飲料	
A.4	トマト加工品（トマトケチャップを除く。）	
A.5	風味調味料	
A.6	乾燥スープ	
A.7	ドレッシング	
A.8	異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	
A.9	即席めん	
A.10	植物性たん白	
A.11	削りぶし	
A.12	醸造酢	
A.13	食用精製加工油脂	
A.14	豆乳類	
A.15	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）	
A.16	マーガリン類	
A.17	干しめん	
A.18	農産物漬物	
A.19	ぶどう糖	
A.20	ショートニング	
A.21	精製ラード	
A.22	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	
A.23	水産物缶詰及び水産物瓶詰	
A.24	果実飲料	
A.25	農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び 2 つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び 2 つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2 つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2 つ割りに限る。）	

る。)並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。) A.26 パン粉 A.27 そしゃく配慮食品 A.28 精米 A.29 アーモンドミルク	
B.1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰 B.2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ B.3 しょうゆ B.4 ジャム類 B.5 ウスターソース類 B.6 トマトケチャップ B.7 チルドハンバーグステーキ B.8 チルドミートボール B.9 煮干魚類 B.10 干しそば B.11 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	附属書 B
C.1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類 C.2 地鶏肉 C.3 手延べ干しめん C.4 りんごストレートピュアジュース C.5 生産情報公表牛肉 C.6 生産情報公表豚肉 C.7 生産情報公表農産物 C.8 生産情報公表養殖魚 C.9 人工種苗生産技術による水産養殖産品 C.10 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物 C.11 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉 C.12 大豆ミート食品類 C.13 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物 C.14 みそ C.15 ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品 C.16 低たん白加工処理玄米の包装米飯 C.17 フードチェーン情報公表農産物	附属書 C

3 格付の表示の方法

表示の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a) 容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない。
- b) 格付の表示の様式に近接して、格付に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項を表示することができる。この場合において、一般消費者に対し、格付に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。

附属書 A
(規定)
格付の表示の様式 A

格付の表示の様式については図 A.1 とする。



図 A.1—格付の表示の様式 A

- a) 格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径は、表 A.1 のとおりとする。

表 A.1—格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類，異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖，即席めん（めん重量が 50 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあってはめん重量が 135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。），植物性たん白，食用精製加工油脂，ぶどう糖並びにパン粉	20 mm 以上
ベーコン類（ベーコンを除く。），骨付きハム及びブラックスハム，ソーセージ（ボロニアソーセージ，フランクフルトソーセージ，ウインナーソーセージ，リオナソーセージ，セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。），醸造酢（500 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），豆乳類（500 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），マーガリン類（115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。），干しめん，農産物漬物（300 g 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），ショートニング，精製ラード，果実飲料（1 800 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）並びに精米	15 mm 以上
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。），トマト加工品（トマトケチャップを除く。），風味調味料，乾燥スープ，ドレッシング，即席めん（めん重量が 50 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあってはめん重量が 135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），削りぶし，醸造酢（500 mL 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），豆乳類（500 mL 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）	10 mm 以上

く。), マーガリン類 (115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。), にんじんジュース及びにんじんミックスジュース, 水産物缶詰及び水産物瓶詰, 果実飲料 (1 800 mL 未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合 (瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。)) に限る。), 農産物缶詰及び農産物瓶詰 (たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰 (全形及び 2 つ割りに限る。), たけのこ大型缶詰 (全形 (傷を除く。)) 及び 2 つ割りに限る。), もも缶詰及びもも瓶詰 (2 つ割りに限る。), なし缶詰及びなし瓶詰 (2 つ割りに限る。)) 並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。), そしゃく配慮食品 (表示可能面積がおおむね 150 cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。)) 並びにアーモンドミルク	
農産物漬物 (300 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。))	7 mm 以上
炭酸飲料 (瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。), 果実飲料 (瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。)) 及びそしゃく配慮食品 (表示可能面積がおおむね 150 cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。))	5 mm 以上

- b) 円の縁の幅は, 円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは, 円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名は, 円に近接した箇所に記載すること。なお, 認証機関名は, 略称を記載することができる。
- e) 炭酸飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。)) 若しくは果実飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。)) 又は表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下の飲食品及び油脂にあつては, 認証機関名は, 省略することができる。

附属書 B
(規定)
格付の表示の様式 B

格付の表示の様式については図 B.1 とする。



図 B.1—格付の表示の様式 B

- a) 格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径は、表 B.1 のとおりとする。

表 B.1—格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径
ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、しょうゆ（1 800 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15 mm 以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び 2 つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び 2 つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2 つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2 つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、しょうゆ（201 mL 入り以上 1 800 mL 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ジャム類、ウスターソース類、トマトケチャップ、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	10 mm 以上
しょうゆ（200 mL 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7 mm 以上

- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
d) 等級の文字の高さは、円の外径の 1/5 としなければならない。

- e) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- f) 等級及び認証機関名は、円に近接した箇所に記載しなければならない。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。
- g) 表示可能面積がおおむね150 cm²以下の飲食料品及び油脂にあつては、認証機関名は、省略することができる。

附属書 C
(規定)
格付の表示の様式 C

格付の表示の様式については図 C.1 又は図 C.2 とする。

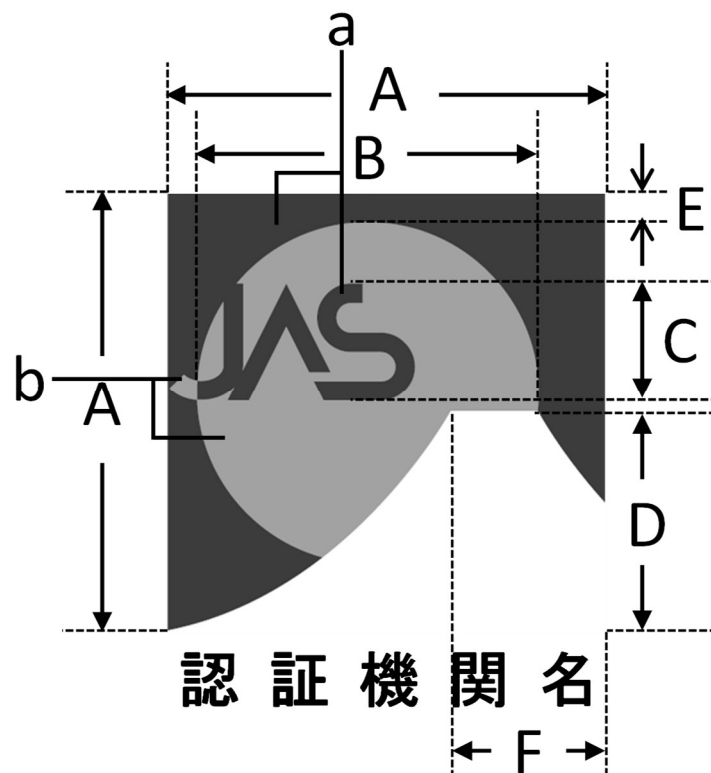


図 C.1—格付の表示の様式 C (カラー)

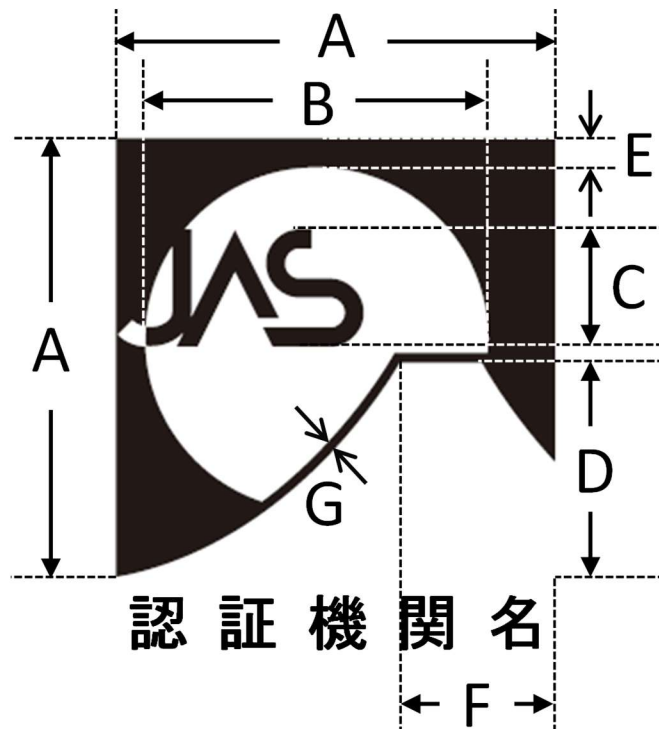


図 C.2—格付の表示の様式C（単色）

- a) BはAの $\frac{8}{10}$ とし、CはAの $\frac{27}{100}$ とし、DはAの $\frac{49}{100}$ 、EはAの $\frac{65}{1000}$ とし、FはAの $\frac{35}{100}$ とし、GはEの $\frac{36}{100}$ としなければならない。
- b) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- c) 図 C.1 にあつては、aの部分及びbの部分の色は、各々に異なる色としなければならない。

制定等の履歴

制	定	昭和54年 8 月18日農林水産省告示第1182号
改	正	昭和54年10月24日農林水産省告示第1472号
改	正	昭和55年 2 月25日農林水産省告示第 208号
改	正	昭和55年10月 3 日農林水産省告示第1373号
改	正	昭和56年 8 月 7 日農林水産省告示第1155号
改	正	昭和56年 8 月21日農林水産省告示第1260号
改	正	昭和57年 1 月 9 日農林水産省告示第 15号
改	正	昭和59年 7 月16日農林水産省告示第1434号
改	正	昭和60年 4 月22日農林水産省告示第 536号
改	正	昭和60年 7 月22日農林水産省告示第1104号
改	正	昭和60年10月 5 日農林水産省告示第1485号
改	正	昭和61年 6 月 9 日農林水産省告示第 913号
改	正	昭和61年10月 4 日農林水産省告示第1679号
改	正	昭和61年11月25日農林水産省告示第1897号
改	正	昭和62年 9 月24日農林水産省告示第1281号
改	正	昭和63年 9 月 6 日農林水産省告示第1370号
改	正	平成元年 4 月20日農林水産省告示第 569号
改	正	平成 2 年 6 月28日農林水産省告示第 843号
改	正	平成 2 年11月29日農林水産省告示第1485号
改	正	平成 3 年 8 月30日農林水産省告示第1135号
改	正	平成 4 年 6 月12日農林水産省告示第 713号
改	正	平成 5 年 7 月23日農林水産省告示第 850号
改	正	平成 6 年 8 月 9 日農林水産省告示第1135号
改	正	平成 8 年 1 月22日農林水産省告示第 69号
改	正	平成 8 年 3 月26日農林水産省告示第 384号
改	正	平成 8 年 3 月28日農林水産省告示第 391号
改	正	平成 9 年 4 月22日農林水産省告示第 593号
改	正	平成 9 年 4 月24日農林水産省告示第 604号
改	正	平成 9 年 7 月 4 日農林水産省告示第1099号
改	正	平成10年 7 月22日農林水産省告示第1079号
改	正	平成11年 6 月21日農林水産省告示第 848号
改	正	平成12年 6 月 9 日農林水産省告示第 823号
改	正	平成14年 8 月30日農林水産省告示第1392号
改	正	平成14年11月 8 日農林水産省告示第1719号
改	正	平成14年11月 8 日農林水産省告示第1720号
改	正	平成15年 3 月28日農林水産省告示第 562号
改	正	平成15年 5 月22日農林水産省告示第 777号
改	正	平成15年11月25日農林水産省告示第1926号
改	正	平成16年 4 月15日農林水産省告示第 936号
改	正	平成16年 6 月25日農林水産省告示第1224号
改	正	平成16年 6 月29日農林水産省告示第1250号
改	正	平成16年 7 月21日農林水産省告示第1408号
改	正	平成16年 8 月 4 日農林水産省告示第1471号
改	正	平成16年 8 月11日農林水産省告示第1488号
改	正	平成16年 8 月26日農林水産省告示第1565号
改	正	平成16年11月12日農林水産省告示第2021号
改	正	平成17年 3 月24日農林水産省告示第 556号
改	正	平成17年 7 月29日農林水産省告示第1262号
改	正	平成17年10月27日農林水産省告示第1616号
改	正	平成17年12月27日農林水産省告示第1999号
改	正	平成18年 1 月11日農林水産省告示第 26号
改	正	平成18年 2 月17日農林水産省告示第 169号
改	正	平成18年 5 月 2 日農林水産省告示第 667号
改	正	平成18年 5 月12日農林水産省告示第 692号
改	正	平成19年 5 月 7 日農林水産省告示第 594号
改	正	平成19年10月30日農林水産省告示第1349号
改	正	平成19年11月28日農林水産省告示第1493号
改	正	平成20年 3 月21日農林水産省告示第 421号
改	正	平成21年 4 月 9 日農林水産省告示第 493号
改	正	平成21年 4 月16日農林水産省告示第 522号

改	正	平成24年12月12日農林水産省告示第2566号
改	正	平成25年11月12日農林水産省告示第2774号
改	正	平成26年8月14日農林水産省告示第1100号
改	正	平成28年6月1日農林水産省告示第1270号
改	正	平成28年8月17日農林水産省告示第1570号
改	正	平成30年3月29日農林水産省告示第686号
改	正	平成30年12月28日農林水産省告示第2815号
改	正	平成31年3月29日農林水産省告示第597号
改	正	令和2年3月17日農林水産省告示第511号
改	正	令和3年5月31日農林水産省告示第920号
改	正	令和3年12月7日農林水産省告示第2076号
改	正	令和4年2月24日農林水産省告示第447号
改	正	令和4年3月31日農林水産省告示第663号
改	正	令和4年9月6日農林水産省告示第1394号
改	正	令和4年9月28日農林水産省告示第1482号
改	正	令和5年3月30日農林水産省告示第495号
改	正	令和7年7月22日農林水産省告示第1154号
改	正	令和7年9月8日農林水産省告示第1363号
最終改正		令和8年8月27日農林水産省告示第1300号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和7年7月22日農林水産省告示第1154号

（施行期日）

1 この告示は、令和7年8月21日から施行する。

（経過措置）

2 ぶどう糖の日本農林規格の一部を改正する件（令和7年7月22日農林水産省告示第1152号）附則第3項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。

○ 令和8年8月27日農林水産省告示第1300号

令和8年9月26日から施行する。